

注)この提言書に記載されたことは、まだ決定したわけではありませんので、ご注意願います。

坂井輪中学校区コミュニティ協議会会長 様

坂井輪中学校区内小学校適正配置に係る提言（素案）

坂井輪中学校区内小学校適正配置地域検討協議会

1 はじめに

日頃より地域発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。

さて、現在、坂井輪中学校区内にある新通小学校と坂井東小学校の2校の学校規模にアンバランスが生じており、地域の大きな課題となっています。

新通小学校では、西側地域の大型開発が影響した、急激かつ大幅な児童数の増加により、現在児童数1,000人超の市内最大のマンモス校となり、3年前に校舎の増築が行われた後、今また繰り返し教室不足の事態を迎えています。

一方、この間、坂井東小学校では、現在約390人までに児童数が減少し、空き教室が生じてきています。

そこで、現在抱えている(1)両小学校の課題の解決を第一に考え、(2)自治会と関連する課題、(3)まちづくりと関連する課題を含めて、地域として十分考慮し解決を図る必要があります。

2 現在抱える課題

(1)両小学校の課題

新通小学校では、5年前と比較して全校児童が約300人増加し、本来特別教室として使用していた部室を、急遽、教室として使用しなければならない状況となっています。更に来年度には、校舎を増築したにも係わらず、プレハブ校舎で対応せざるを得ない状況となっています。

また、学校規模に対して体育館及びグラウンドが狭いことから「入学式・卒業式等の式典が全校児童でお祝いできない」「本来であれば全校で行う行事を単独や2学年ずつで行わなければならない」「運動会で児童の待機場所や保護者の観覧スペースが確保できない」等の弊害や、余裕教室が全く無いことによる「少人数指導等のきめ細やかな指導を行いにくい」「ボランティア室や地域との交流スペースが確保できないため、地域に開かれた学校づくりが進めにくい」という支障があり、今後しばらく児童数が増加傾向にあることから、教育環境の改善も図られない状況が続きます。

一方、坂井東小学校では、児童数が減少し、相当数の空き教室が生じています。空き教室を利用した少人数指導ができている半面、新通小学校との児童数が極端に不均衡のため、「坂井輪中学校へ進学したときに子どもが萎縮するのではないか」と不安に感じている保護者の方もいらっしゃいます。

(2)自治会と関連する課題

現在の通学区域において、同じ自治会であっても違う小学校に通う事態が生じています。

このことにより、学校行事や町内行事の日程が合わないなど、自治会の子ども活動に支障が生じているだけでなく、子どもたちの健全育成や保護者同士の連携においても支障があります。

(3)まちづくりと関連する課題

学校は、本来の教育活動の場であるだけでなく、地域住民のコミュニティ拠点や災害時の避難場所でもあります。

しかし、両小学校が非常に近接していること、また中学校を含めた3校が地区の東側に偏在していることから、住民の利便性においてアンバランスが生じています。

3 協議の要旨

坂井輪中学校区内小学校適正配置地域検討協議会では、これらの諸課題を包括的に解決すべく、特に次のことに配慮し協議を重ねて参りました。

- (1) 公教育を行う上で、子どもたちにとって公平で良好な教育環境を創り、十分な教育活動が行えるよう、両小学校の学校規模をできるだけ適正にすること。
- (2) 子どもたちの通学の安心・安全を確保するため、通学距離や通学時間の平準化を図り、居住地から近い学校に通学できるようにすること。
- (3) 老朽化して手狭となっている新通小学校の校舎、体育館などの学校施設を、子どもたちの教育活動に支障が出ないよう、早急に建て替えること。
- (4) 現在、両小学校区に跨る自治会が存在し、地域活動に支障を来していることから、できるだけ1自治会1小学校区とすること。
- (5) 地区内の公共施設立地のバランスを考え、小中学校の無い西側に学校を設置すること。

上記の協議をふまえ、以下に提言をまとめましたので、実現に向けご検討下さいますようお願いいたします。

【提言】

将来の学校配置について地域としての要望を反映させるため、地域の総意として教育委員会に対し、下記のような要望を早急に提出していただきたい。

記

地域の将来を担う子どもたちがのびのびと学び育ち、また、円滑な自治会活動と発展的なまちづくりができ、両校がより一層地域から愛され未来の子どもたちにも誇れる学校となるよう、次の要件を満たすような学校の適正配置を要望します。

《要件1》新通小学校を現在地から西側に移転改築し、それに合わせて新通小学校と坂井東小学校の通学区域を見直し、両校の学校規模や配置が適正となるようにすること。

《要件2》通学区域の見直しにあたっては、新通小学校の過密状態を一刻も早く緩和するため、移転用地が確保され次第実施するものとし、特に次のことに留意しながら地域の意見を十分に聞くこと。

- (1) できるだけ1自治会の学校区が分断されないよう配慮すること。
- (2) 在学中の児童を無理に転校させることのないよう新入生から段階的に移行すること。
- (3) 兄弟姉妹が別々の学校に通学することのないよう暫定的に学区外就学を認めること。

《要件3》児童数の増加に伴う坂井東小学校の教育環境を崩さないよう、学校施設を必要に応じて改修や増築を行うこと。

《要件4》関連する自治会、地域住民、保護者に対して十分な説明を行い、混乱を招かないようにすること。

《要件5》緊急的な対応として、新通小学校区内自治会に平成25年度からの坂井東小学校区への通学区域変更や学区外就学認可地域（希望により申請のあった児童だけ坂井東小学校へ通学）を奨励すること。

なお、万が一、移転改築が困難な場合は、現在地において児童が伸び伸びと学習活動ができる学校施設に改築を行い、完了するまでの間、教室数の不足が生じないようプレハブ校舎の設置や各種行事における近隣施設の借り上げなど、余裕のある教育環境を確保することで、新通小学校の教育環境の改善が図られるよう、教育委員会に対して強く要望していただきますようお願いいたします。